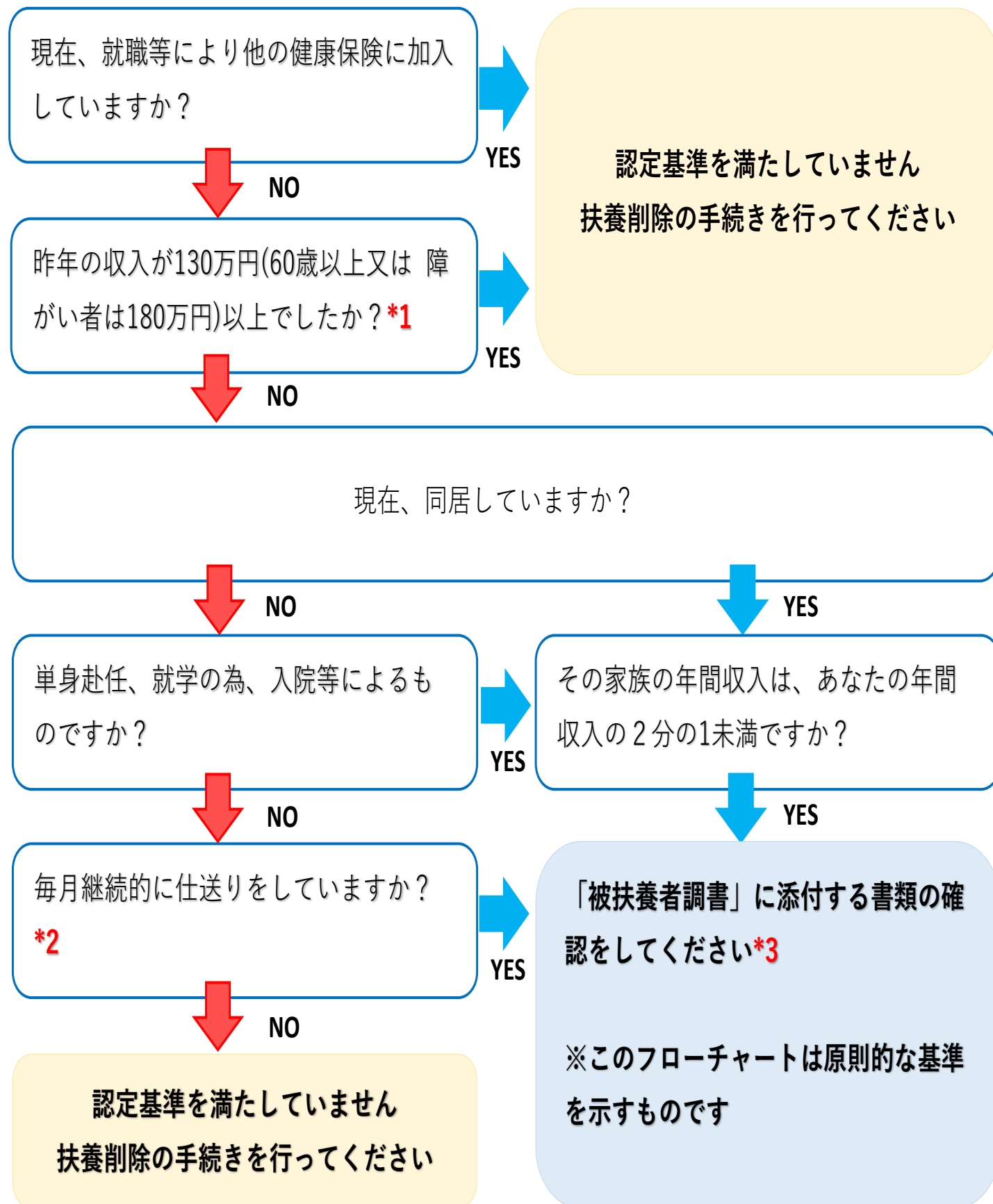


被扶養者調書 資格確認チャート



*1 収入には、給与収入(交通費等含む)、自営業収入、不動産収入、利子収入、公的年金、雇用保険給付金、傷病手当金、出産手当金などが含まれます。

*2 仕送り額は、対象者の月の収入を上回る金額であり、且つ最低仕送り金額 60,000 円/月以上であること。

(例 1) 対象者年間収入 600,000 円の場合 ⇒ 600,000 円 ÷ 12 ヶ月 = 50,000 円 仕送り金額は、 60,000 円/月 以上 となります	(例 2) 対象者年間収入 900,000 円の場合 ⇒ 900,000 円 ÷ 12 ヶ月 = 75,000 円 仕送り金額は、 75,001 円/月 以上 となります
--	--

3 裏面を確認し、必要添付書類を提出してください。

★「健康保険被扶養者調書」提出時の注意事項

①同居、別居の記入漏れ。

②別居の場合の理由の記入漏れ。(単身赴任、大学が遠方など)

③現在収入が無くても、「所得証明書」の「給与」欄に金額の記載がある場合、その理由についての記入漏れが無い。

④添付書類は、対象者が分かるように、氏名の記載があるページも添付してください。
(例:「年金通知書」がハガキの場合、氏名と金額が分かるようにコピー)

⑤就学中の証明について、学生証は今年度発行のみ有効です。(有効期限ではありません)

⑥直近 3 ヶ月分の給与の平均が 108,334 円 (60 歳以上の方は 150,000 円) 以上の場合、削除対象になります。
「削除届」又は「念書」(後日、源泉徴収票を提出していただきます)を提出してください。

健保ホームページの「よくある質問」に「被扶養者調書について」の Q & A を掲載しております。ぜひご覧ください。

- 健保HP「よくある質問」 <http://www.yamazakipan-kenpo.or.jp/faq/index.html>
- 念書 http://www.yamazakipan-kenpo.or.jp/syorui_data/f_nensho.doc
- 山崎製パン健康保険組合HP <http://www.yamazakipan-kenpo.or.jp/>

スマートフォンからもご利用いただけます→



山崎製パン健康保険組合

「健康保険被扶養者調書」添付書類一覧表

対象者	対象者の状況		添付書類	チェック欄
配偶者	収入のない方		R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書	
	収入のある方		①R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書又は特別徴収税額決定(変更)通知書	
			②下記に該当するもの ・パート・アルバイト等で働いている⇒直近3ヵ月分の給与明細のコピー ・自営業、不動産収入、配当金等の収入がある⇒R4 年 確定申告書コピーと収支内訳書のすべてのコピー ・年金受給者⇒本年分すべての年金通知書のコピー	
子	学生		在学証明書のコピー ※但し、下記 1.2. のいずれかでも可 1.令和4年4月発行と分かる、学生証のコピー 2.学生証のコピーに本年度在学を証明できるもの(定期券等)を添付	
	学生以外	収入のない方	R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書	
		収入のある方	①R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書又は特別徴収税額決定(変更)通知書	
			②下記に該当するもの ・パート・アルバイト等で働いている⇒直近3ヵ月分の給与明細のコピー ・自営業、不動産収入、配当金等の収入がある⇒R4 年 確定申告書コピーと収支内訳書のすべてのコピー ・年金受給者⇒本年分すべての年金通知書のコピー	
			*別居の方 (単身赴任、就学の為、入院等は不要)	該当する場合、上記書類と併せて仕送り証明が必要 ・振込通知書等の直近6ヵ月分のコピー(送金者と受領者及び金額が把握できる書類)又は通帳の表紙等と金額が記載されたページのコピー
父母 祖父母 兄弟姉妹	収入のない方		R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書	
	収入のある方		①R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書又は特別徴収税額決定(変更)通知書	
			②下記に該当するもの ・パート・アルバイト等で働いている⇒直近3ヵ月分の給与明細のコピー ・自営業、不動産収入、配当金等の収入がある⇒R4 年 確定申告書コピーと収支内訳書のすべてのコピー ・年金受給者⇒本年分すべての年金通知書のコピー	
			*別居の方 (単身赴任、就学の為、入院等は不要)	該当する場合、上記書類と併せて仕送り証明が必要 ・振込通知書等の直近6ヵ月分のコピー(送金者と受領者及び金額が把握できる書類)又は通帳の表紙等と金額が記載されたページのコピー
義父母 (同居が条件)	収入のない方		R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書	
	収入のある方		①R4 年度 所得証明書又は課税(非課税)証明書又は特別徴収税額決定(変更)通知書	
			②下記に該当するもの ・パート・アルバイト等で働いている⇒直近3ヵ月分の給与明細のコピー ・自営業、不動産収入、配当金等の収入がある⇒R4 年 確定申告書コピーと収支内訳書のすべてのコピー ・年金受給者⇒本年分すべての年金通知書のコピー	

-  被扶養者の検認にあたり、追加で必要書類の提出をお願いすることがあります。
-  再三の督促にもかかわらず「調査票」「添付書類」を提出されない方については、当組合にて被扶養者資格の削除手続きをさせていただきます場合があります。

添付書類の説明

NO	事例	添付書類
1	今年、高校を卒業後、現在無職	課税(非課税)証明書
2	今年、退職している	退職証明書
3	別居したばかりで仕送り証明がない	初回の仕送り証明を添付。今後6ヵ月間仕送り証明を提出
4	自営業、不動産収入、配当金等	事業の収支状況がかわる書類 確定申告書(写)第1、2表(第3表は提出している場合のみ)及び収支内訳書等全て
5	給与明細を紛失した	「給与証明書」又は給与振り込みがわかる「通帳(写)」
6	就職しているが試用期間中	「試用期間中のため社保加入なし」と勤務先より証明
7	就労開始が間もないため、3ヵ月分の給与明細がない	「給与見込証明書」(後日、給与明細を提出)
8	昨年は130万円未満であったが直近3ヵ月の給与の平均が108,334円以上だった。 今年の収入を130万円未満に必ず抑えるので削除を保留にしてほしい。	昨年の収入が130万円未満だった方は、「念書」(健保HPよりダウンロード)を添付し、来年1月末日までに「源泉徴収票」の写しを提出(この時点で130万円以上だった場合、8月1日に遡って削除となり医療費などは全額自己負担となります。)

添付書類の具体例

添付書類	書類内容	発行元(入手先)
所得証明書、課税(非課税)証明書	R4 年度分(R3.1.1～R3.12.31)	市区町村
退職証明書	退職日が記載されているものが有効	前勤務先
仕送り証明書	振込通知書等の直近6ヵ月分のコピー又は通帳の表紙と金額が記載されたページのコピー。送金者と受領者及び金額が把握できる書類(手渡し、同一口座での預入・引出は不可)	金融機関等
確定申告書 収支内訳書	R4 年に申告した分(R3.1.1～R3.12.31) 個人事業収入、不動産収入、利子・配当金など 税務署受付印のあるものが有効	税務署
給与見込証明書	申請時に給与明細の提出ができない場合、勤務先に証明してもらう 後日、給与明細の提出が必要です	当組合HP
年金通知書	国民、厚生、基金、遺族、障害、恩給、私的年金等、年金として受給があるもの(R4 年度のもの)	年金事務所

ケース別の対応方法

NO	ケース	対応方法
1	調査期間中に被保険者が資格喪失となった	「〇月〇日資格喪失」と記入 ただし、引き続き当組合の任意継続保険に加入される方は提出が必要です
2	調査対象者の削除届をすでに提出、又は提出予定	「〇月〇日削除届提出済」、又は「削除届提出予定」と記入
3	添付書類の不足(間に合わない)	「〇〇(書類名)後送します」と記入
4	後日、不足書類のみ提出する	通常の認定申請と区別、また、紛失防止の観点から、提出書類に保険証の記号・番号、被保険者名、「調書用」と記載